

令和5年第5回総会

会 議 録

期日令和5年5月26日場所枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

令和5年第5回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和5年5月26日(金)

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件名	
1		会期について	
2	2 5	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について	
3	2 6	あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について	
4	2 7	農地法第3条許可申請について	
5	2 8	農地法第5条許可申請について	
6	2 9	農用地利用集積計画の調整について	
7	3 0	令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況そ の他事務の実施状況の公表について	

3. 会議日程

月 日	時 間	内容	
		1. 開 会	
		2. 会議録署名委員の指名	
5月26日		3. 開 議	
		4. 会期について 日程第1号	
	午前9時	5. 議案上程 日程第2号~日程第7号	
		6. 提案理由の説明、質疑	
		7. 討論、表決	
		8. 閉 会	
		9. 全員協議会	

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天 達 範 隆	農業委員
	2番	原 田 克 子	農業委員
	3番	水 野 正 子	農業委員
	4番	篠 原 正	農業委員
	5番	今給黎 龍 浪	農業委員
	6番	白 澤 千恵子	農業委員
	7番	眞 茅 文 男	農業委員
	9番	園田和寛	農業委員
会長代理	10番	畑 野 真 人	農業委員
	11番	中 原 敬 彦	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田 正 康	農地利用最適化推進委員
	13番	有 村 貞 雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原和英	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

8番 俵積田 広 昭 農業委員

本日の書記は次のとおり

 局長兼農業振興係長
 永 江 靖 博

 農 地 係 長 前 原 光 博

 農 地 係 参 事 補 新 屋 敷 嘉 一

午前 9 時 0 0 分 開会

議長 開会前にお知らせします。

俵積田広昭委員から、本日は欠席するとの連絡がありましたので、ご承知おきください。

令和5年第5回農業委員会総会を本日招集しましたところ,出席委員 13 名で 定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。 6 番白澤委員、 7 番真茅 委員にお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。 (異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第25号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

1ページをご覧ください。

大字,字,地番,地目,面積等につきましては議案書に記載のとおりです。 整理番号27号から28号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇〇

さん外1名、利用権設定をした者○○○○さん外1名です。

解約面積は畑が2筆で3,771 m, 合計2筆3,771 mです。 以上農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願い

いたします。以上,説明を終わります。 ただいまの説明並びに関係議題に対し,質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

議長

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号27号及び28号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題と いたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号議案第26号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について説明 いたします。

2ページをご覧ください。

名簿登録番号小園地区3号,○○○○さんは経営形態いも類の専作で,研修受けた農家より,農地を譲り受けて,栽培するとのことです。

経営面積は52.5aです。農業労働力は1名です。

続きまして,

名簿登録番号中原地区43号,○○○○さんは経営形態露地野菜で,農協営農 指導員を退職し,キャベツ,カボチャ,モリンガなどを栽培するとのことです。

経営面積は26.3aです。農業労働力は1名です。

これらの方々は、担い手育成総合支援協議会の青年等就農計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲受等候補者名簿に新規登載しようとするものです。

以上, 説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載については、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は3件で所有権の移転に関する申請です。

〔整理番号11号〕

整理番号11号についてご説明申し上げます。

整理番号11号の申請地は、栄本町〇〇番〇、畑、217 m²です。

譲渡人は、○○○○さん、自営業、71歳、宮前町にお住まいです。

譲受人は、○○○○さん、兼業農業、57歳、栄本町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということであります。

申請地については5ページに掲載してあります。

申請地は、日之出公園より南南東側〇〇mに位置します。

〔整理番号12号〕

整理番号12号についてご説明申し上げます。

整理番号12号の申請地は、桜山東町〇〇番、田、358 m²です。

譲渡人は、○○○○さん、会社員、53歳、大阪市にお住まいです。

譲受人は、○○○○さん、農業、81歳、妙見町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということであります。

申請地については7ページに掲載してあります。

申請地は、下園公民館より北北西側〇〇mに位置します。

[整理番号13号]

整理番号13号の申請地は、岩崎町○○番、畑、352 m²です。

譲渡人は、○○○○さん、無職、68歳、鹿児島市にお住まいです。

譲受人は、○○○○さん、兼業農業、26歳、汐見町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということであります。

申請地については9ページに掲載してあります。

申請地は朝日自動車整備工場から南側約○○mに位置します。

整理番号 $11\sim13$ 号においては、いづれも、調査書にあるとおり、農地法第 3条第2項各号には該当せず、また、機械、労働力、技術、地域との関係などを みても問題ないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上, 説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。 整理番号11号について、水野委員お願いします。

3番(水野委員)整理番号11号について報告いたします。

5月6日に譲受人の○○○○の立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲渡人の○○○○さんは譲受人の勤める会社経営者です。

譲受人は栄本町に居住し、果樹を栽培しております。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は東側が宅地で、西側、南側、北側は公衆用道路です。

現在も果樹を栽培しており、取得後も果樹を栽培する計画で、効率的な営農が 行われることから、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 整理番号12号について、今給黎委員お願いします。

5番(今給黎委員)整理番号12号について報告いたします。

5月13日に譲受人である○○○○さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

現地は、30 年以上前からハウス野菜を栽培しています。今回、〇〇〇〇さんから有償で譲渡したいとの話があり、本人がハウスを建てた場所もあり、購入することになったものです。

譲受人は下園集落に居住し、施設野菜、季節の花きや水稲を栽培している専業 農家です。 位置関係は事務局のとおりです。

申請地は東側が水田, 西側は施設野菜, 南側は中洲川の河川敷道路, 北側は田で, 施設野菜 (メロン) が栽培されています。

取得後は、現在と同様に施設野菜等が栽培されることから、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 整理番号13号について、有村委員お願いします。

13番(有村委員)整理番号13号について報告いたします。

5月14日に譲受人の奥さん、○○○○さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は汐見町に居住する船員で、休暇を利用して農業をしております。

譲渡人は市外居住のため農業に従事していません。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は梅、桃など植えられ、果樹園として管理された畑です。

東側は畑で、今回の5条申請地、西側は高さ 5m位、コンクリートブロック積で、花など色々植えられた菜園畑、南側は市道、北側は保全管理された畑です。

取得後は、梅、桃など植えられ、果樹園として管理作業を行って行く計画です。 作業機械等は中原地区の親の機械をリースします。本件の権利取得により周辺 の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えら れ、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

7番(眞茅委員)整理番号13の〇〇〇〇さん,これがまあ今回352㎡取得するわけですけどね,352㎡取得取得して,352㎡持ってますということになって兼業農家と書いてあるんですが,これはおかしいことじゃないんですか。

今なにも仕事, 農家はしてないということですよね。ここを訂正してもらいたい。

事務局 ○○○○さんの親が農業をしており、機械・労働力は保有しているところでございまして、休暇のときにもお手伝いをしており、今回新規兼業農家ということでございます。

第3条調査書の第2項第1号の1行目の文面に関しましても,譲受人の世帯の 経営農地は全て耕作されておりというのも新規の兼業農業ということで,見込み のもとでこのように審査をさせていただきました。

事務局 7番委員からの質問については、今現在農地を取得していない段階で職業農業 というのは適切ではないんじゃないかという指摘だと思います。おっしゃるとおりかと思います。

こちらの議案につきましては、会社員ということで訂正させていただきたいと 思います。 先程ありました調査書の中の第2項第1号の1行目,経営農地は全て耕作されており,これも事実とは,ご自分で経営してる農地はないということですので,この文言の方も削除して頂きたいと思います。

議長 そういうことで、今ありましたとおり訂正をお願いしたいと思います。 よろしいですか。

1 4番(桑原委員)今後こういう事案が出てくると思うんですよね。それは調査表そのも のを考えた方がいいんじゃないですかね。

私も先月もそういう例がありました。

事務局 ご指摘の件、農地を取得する下限面積が撤廃されたことから、これまでは発生しなかった、農業じゃない方の取得が出てくるということで、現地での3条の申請のときもこれまで3,000㎡の下限要件についてもチェックする項目が記載されたかと思います。それについては今回の○○さんのケースを受けて修正しております。次回からについては3,000㎡の要件確認はなくなった用紙で調査をお願いしたいと考えています。

議長 他にありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第3条許可申請の整理番号11号から13号については、一部修正を含めまして、許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第5号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。 まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は2件で、所有権の移転に関する申請が2件です。

〔整理番号7号〕

整理番号7号の申請地は桜木町○○番,畑,148㎡です。

譲受人は○○○○さんです。

譲渡人は○○○○さんです。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「持家の宅地が狭いため隣接地を駐車場として使用したい。」とのことです。

申請地は、12ページに掲載してあります。

枕崎終末処理場から東側約○○mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種住居地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は駐車場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は148 m²で問題ないものと思われます。

[整理番号8号]

整理番号8号の申請地は岩崎町○○番、畑、742 m²です。

譲受人は○○○○さんです。

譲渡人は○○○○さんです。

転用目的は一般住宅と店舗です。

申請事由は、「現在、借家住まいであるが、申請地を購入して一般住宅と店舗を建築したい。」とのことです。

申請地は、14ページに掲載してあります。

朝日自動車整備工場から南側約○○mに位置します。

農地の区分は都市計画用途指定地域から 500m以内に位置する小集団の農地で 「市街地近接農地」に該当し、第2種農地と判断します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を一般住宅と 店舗建築の候補地としております。

転用目的は、一般住宅と店舗で、一般住宅スペースの土地は 455.32 ㎡で 500 ㎡未満となっており、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は居宅1棟・店舗1棟の建築です。

計画面積は居宅48㎡・店舗6.65㎡で問題のないものと思われます。

建物の高さは一般住宅が 7.1mの 2 階建て,店舗が 2.4mの平屋であり,境界より 4.5m控えて建築し,日照通風等支障を及ぼさない計画です。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号7号について、白澤委員お願いします。

6番(白澤委員)

整理番号7号について報告をします

5月17日, 真茅農業委員, 桑原推進委員, 事務局の新屋敷さんと, 譲受人○○○○さん立会いの下, 現地調査を行いました。

位置としましては,グラハンパチンコ店の東側に位置し,現在保全管理されている畑です。

申請地の東側は里道,西側はパチンコ店,南側は宅地,北側は申請人の宅地です。

境界にはブロック積がされています。

雨水については、東側側溝へ排水されます。

南側の宅地との境界にあるブロック積については、話し合いを行うよう指導しました。

その他,被害防除計画書も添付されており問題のない申請ではないかと思います。

以上報告を終わります

議長 つづきまして、整理番号8号について、真茅委員お願いします。

7番(眞茅委員)整理番号8号について報告をします

5月17日,白澤農業委員,有村推進委員,事務局の新屋敷さんと,譲受側は, ○○行政書士事務所の○○さん立会いの下,現地調査をしました。

位置としましては、事務局説明の通りで、岩崎町の2種農地で現在保全管理されている農地です。

転用目的は、住宅・店舗及び駐車場との事でした。

現況としましては、北側は、保全管理された畑、東側は市道、西側は里道を挟み今回3条申請の果樹園、また南側は市道で坂道となっております。

現況で整地をして住宅・店舗・駐車場とする予定との事でした。周囲の境界には、ブロック積みが施されており、この上に更に2段積み増しを行うとの事でした。

生活排水は,近くの下水道へ流し,住宅雨水は東側側溝,駐車場の雨水は自然 沈下,及び東側の側溝に流すとの事でした。

又, 駐車場の雨水が, 直接道路に流れ出さないような対策をするように指導助 言をしました。

隣接する住宅、また耕作された農地もなく、資金調達計画、被害防除計画書も 添付されておりやむをえない申請ではないかと思います。

以上報告を終わります

- 議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。
- 9番(園田委員)整理番号8番について質問いたします。

5条申請にあたり、農地の総面積が742 ㎡で、住宅の建設予定地の面積が500 ㎡以下で問題ないということですけど、登記上において分筆等の登記がなされているのか、またそれが必要であるのか、説明をお願いします。

- 7番(眞茅委員)農家でなければ500 ㎡以上はできないということで分筆しないといけないということでありますが、今回は問題ないということでしたので、そういうことにさせていただきました。あとは事務局で補足をお願いします。
- 事務局 ただいま委員のおっしゃるとおりでございまして,登記簿上は742 ㎡なんですが,住宅スペースと店舗スペースの土地の区分けをした図面もいただいております。

その図面をもとに 455.32 ㎡ということで 500 ㎡未満となっておりますので, 問題のない転用ではないかと思われます。以上です。

9番(園田委員)分筆の必要はないということ。

事務局 はい。

- 事務局 今回の申請地については、住居部分と店舗部分ということで申請がされているようでございます。今回分筆等必要はないですが、居宅分について、居宅スペースが500 ㎡以下になったかどうかというのは審査しております。その中で書類上で500 ㎡以内にあるというのが示されてきておりますので、今回一般住宅、概ね500 ㎡以内というものに当てはまるんではないかという見解で今回提案させていただいております。
- 7番(眞茅委員)今後のためにお聞きしますけど,例えば住宅と駐車場と一緒に申請して, 住宅が500㎡以下だったら分筆しないでいいということですよね。
- 事務局 駐車場というスペースが一般住宅用の駐車スペースであればそれは 500 ㎡に含めなければならないと思いますが、目的が店舗用の駐車場とか、来客用の駐車場であれば、一般住宅の生活に要する部分ではないと判断すると思われますので、そこは外した形での転用申請でもよろしいのかなと思います。
- 14番(桑原委員) そうすれば、普通の住宅で我々が聞かれたときには、500 ㎡以内じゃなくて、こうやって家を建てることができるよと話をしてきたんですよね、分筆してそこだけでという感じだったんだけど。

そういうことでいいんですかね,駐車場は家の宅地の中の自分の家の中の駐車場という考えでいいんでしょうか。

- 事務局 一般住宅の駐車場となれば当然住む方の駐車場としての分でしたら 500 ㎡以内, 来客用の駐車場となれば,その分については別途申請していただいてその中で転 用が可能かというのを申請いただくのがよろしいのかと思います。
- 議長 自宅用の駐車場の場合は500 ㎡以内に含めて申請,来客の場合は別で申請ということで、当然別となればそうせざるを得ないということでよろしいですかね。 今回の場合はありますとおり店舗と店舗用の駐車場と居宅、だけど居宅部分は 500 ㎡未満ということで、図面上で確認が取れているということで今回5条で審査をお願いしたという事ですので、よろしいでしょうか。
- 10番(畑野委員)10ページの転用目的が店舗・一般住宅となっていますが、店舗用駐車場は入れなくていいんですか。
- 事務局 図面上では店舗スペースの土地に駐車場が6台分のスペースがございます。店舗と駐車場で合わせて店舗スペースが287.38 ㎡という図面でいただいております。
- 事務局 ただ今10番委員から指摘がありました転用目的の欄に駐車場を追記という形で議案の訂正をお願いします。店舗用駐車場としていただきましょうか。
- 議長ほかにありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第5条許可申請の整理番号7号及び8号の2件については、 これも一部修正を含めまして、許可することに御異議ありませんか。 (異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第6号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。 議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第6号議案第29号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。 1の利用権設定関係ですが、15ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、 面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号68号から76号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外8名,利用権設定をする者〇〇〇〇さん外14名で設定面積は、畑が20筆18,311㎡樹園地が5筆5,677㎡合計25筆で23,988㎡です。

なお、整理番号 7 5 · 7 6 号においては、利用権が新規に、使用貸借になるものです。

これらの内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号68号の1から76号までについて、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 なお、議案第29号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計 画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第7号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その 他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明を求めます。

事務局 日程第7号議案第30号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況をの他事務の実施状況の公表について説明いたします。

資料は16ページになります。

この議案第30号につきましては、農業委員会法第37条に基づく「情報の公表」の取組として、最適化活動の目標を設定し、各農業委員会は活動状況等をホームページ等で公表することが義務づけられていることから行うものです。

「I農業委員会の状況」のにつきましては令和4年4月に公表し、お目通しいただいていることと思います。

また、項目ごとにあります現状と課題、目標につきましても、同様でありますので、次ページ以降の実績についてのみ説明させていただきます。

次のページの「Ⅱ最適化活動の目標」について説明いたします。

まず「1 最適化活動の成果目標」についてですが、「(1) 農地の集積」の目標面積1,061haに対し、実績が993haであり③の今年度末の集積率が67.5%となっております。また、目標に対する達成率は93.5%となっています。

目標の面積には届きませんでしたが、委員の皆さんに行ってもらっている利用 権の戸別訪問等の成果により、効果的な集積はおこなわれたところです。

- 「(2) 遊休農地の解消」につきましては、①現状で1号遊休農地が50.6ha ありましたが、目標解消面積8.4haに対し、実績が5.8haであり③の目標に対する達成状況は69.0%となっています。遊休農地の新たに発生した面積が解消面積を上回わる状況にありますが、農地利用状況調査を8月、利用意向調査を10月に併せ、委員の日々の農地の見守り活動を行い、農地の有効活用をについて活動がおこわれたところです。
- 「(3) 新規参入の促進」については、③公表面積の実績については記載しているとおりで、目標に対する達成率は30.0%となっています。

また、参考の新規参入者は1経営体・参入面積0.3haの実績となりました。

次に、「2 最適化活動の活動目標としては、(1) の日数目標を 1 人当たりの活動日数を月 10 日に対し、資料に記載はありませんが、11 日の実績がでております。

(2) の強化月間設定は、8月に遊休農地の解消、1月に新規参入の促進、3 月に農地の集積を行い、(3) 新規参入相談会への参加実績は1回でありました。

下の項目にある目標達状況の評語ですが、これは、最適活動の実施状況及び目標の達成状況を点検、評価するものですが、達成状況の評価点により決定しますが、今年度は、目標を上回る結果が得られたとの評価になっております。

次ページの「Ⅲ事務の実施状況」についてです。

「1 総会, 部会の開催実績」については, 毎月開催されております。また, 定例会終了後に, 農地のあっせん調整ついて会議を開催しております。

「2 農地法第3条に基づく許可事務3 農地転用に関する事務」につきましては、2 の農地法第3条に基づく許可事務の年間処理件数17件,3 の農地転用に関する事務の年間処理件数は31件,いずれも問題なく処理されています。

「4違反転用への対応」については、

農地利用状況調査や、農地パトロールなどにより年度末時点の違反転用面積は ありませんでした。

以上で、「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」についての説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。 (質疑なしと呼ぶものあり) ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお,この後しばらく休憩ののち,全員協議会を開催いたします。

午前 9 時41分 開会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 白澤 千恵子

会議録署名委員 眞茅 文男